

岩手県告示第17号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和元年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 釜石市、大船渡市及び気仙郡住田町
- 2 基本測量を実施する期間 令和元年5月7日から令和2年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基準点現況調査）